

「くまもと行くモン旅割！ 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン」 事業取扱要領（旅行事業者用）

（2023年6月30日時点）

1. 令和2年7月豪雨被災地域を対象とした観光復興応援事業

豪雨被災地域観光復興応援事業とは、令和2年7月豪雨の被害が大きい県南地域（以下「豪雨被災地域」※という。）において、豪雨被災地域の観光復興の後押しを図るため、本事業に参画する宿泊事業者及び旅行事業者に対し、豪雨被災地域を目的地とした宿泊旅行商品の割引を助成するとともに、割引助成に付随して配布される豪雨被災地域内で利用できる地域クーポン券の付与を実施する。

※**1**豪雨被災地域：八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

2. 宿泊旅行商品割引助成の概要

（1）割引助成等

割引率	割引助成上限額			地域クーポン （原則、電子） 1人1泊/1人あたり
	宿泊旅行商品1人1泊あたり			
	交通付き	着地型体験 付き	宿泊のみ	
旅行代金等 の40% *1	8,000円	8,000円	5,000円	（平日）3,000円 （休日）1,000円 *2

*1 1円未満は切り捨てとする。

*2 平日・休日の定義について

平日：日曜日から金曜日 休日：土曜日

(2) 最低旅行代金

前項の割引助成適用後の利用者の実質負担額は0円を下回らないようにすることとし、割引対象プランの最低旅行代金を次のとおりとする。

交通付き宿泊旅行商品	: 1人1泊あたり	平日 5,000円	休日 1,666円
着地型体験付き宿泊旅行商品	: 1人1泊あたり	平日 5,000円	休日 1,666円
宿泊旅行商品(宿泊単体商品)	: 1人1泊あたり	平日 5,000円	休日 1,666円

(3) 販売期間

令和5年(2023年)7月1日(土)から同年11月30日(木)まで

ただし、対象期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了する。

また、原則、前項の販売期間以前の予約(既存予約)は割引対象外とするが、受注型企画旅行においては、確定書面の交付日が販売期間以降であって、旅行催行日が利用期間内であれば、割引対象とする。

(4) 利用期間

令和5年(2023年)7月7日(金)から同年11月30日(木)までの宿泊分
(同年12月1日(金)チェックアウトまで)

(5) 利用対象者

本事業の利用対象者は日本国内居住者とし、運転免許証・マイナンバーカードなど氏名及び現住所が確認できる書類等で本人確認及び居住地確認を行うものとする。

※外国籍であっても日本国内居住者であれば対象とする。

(6) 教育旅行の取扱い

本事業において、公費で支払われる教員等の出張については割引助成対象外とする。

(7) 宿泊数制限ならびに利用回数制限

同一の利用対象者による割引対象プランの1予約当たりの宿泊数を7泊分までとし、利用回数は制限しないこととする。ただし登録事業者が計画的な販売等のために利用回数を制限することを妨げない。

(8) 他事業との併用可否

他の類似事業との割引併用は原則不可とする。

3. 事務局の設置

本事業を円滑に実施するために、くまもと行くモン旅割!事務局(以下「事務局」という。)を設置する。事務局は参加申込や実績報告の受付及び審査、登録事業者への各種通知、本事業に必要な事務を行う。

4. 定義

(1) 本事業による助成は、旅行代金・宿泊料金(以下「旅行代金等」という。)に対して

負担軽減を目的として補助をする割引助成（以下「割引助成」という。）と豪雨被災地域内で利用できる地域クーポン（原則、電子）（以下「地域クーポン」という。）の2つ（以下総称して「助成金」という。）が一体となって構成されている。

(2) 本事業の対象となる宿泊旅行は、日本国内に居住する旅行者による豪雨被災地域を目的とする旅行とする。

(3) 本事業における定めは次のとおりとする。

「くまもと行くモン旅割！取扱要領（旅行事業者用）」（以下「本取扱要領」という。）」

「くまもと行くモン旅割！取扱要領（宿泊事業者用）」

「くまもと行くモン旅割！取扱要領（地域限定クーポン加盟店用）」

「くまもと行くモン旅割！取扱マニュアル」

5. 割引対象プランの販売事業者

割引対象プランを販売する事業者は次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 熊本県内に本店又は販売する営業所を有する者。ただし、オンライントラベルエージェント「以下「OTA」という。」は熊本県内の営業所の有無は問わない。

（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。）

※旅行サービス手配業は除く。

(2) 7(4)において本事業の参加登録を受けた事業者。

6. 割引助成の対象商品

(1) 対象となる商品

本事業における参画旅行事業者が造成する企画旅行（受注型、募集型）、手配旅行のうち、次に掲げる商品を割引対象とする。

ア 交通付き宿泊旅行商品

場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）（以下「交通」という。）が付随した、豪雨被災地域内に1泊以上する宿泊旅行商品。なお、場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービスは次に掲げるとおりとする。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象とする。ただし、発着空港が同一となる、いわゆる遊覧飛行は除く。

(イ) 鉄道

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車※の利用を含むもの。

※有料列車とは、新幹線や JR 特急など運賃だけでは乗車できない列車を指す。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除く。

(ウ) 船舶（フェリー等）

- i. 乗船で片道 50 km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むもの（人の運送を行ってれば、旅客船のみならず貨物船も対象。）ただし、次号の航路は距離に関わらず、旅行行程に含まれていれば対象とする。
- ii. 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）および沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）における指定離島等を結ぶ航路。

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の 2 時間以上の利用を含むもの。

i. 乗合バス

1 乗車で片道 50 km（営業キロ）以上の利用を含むもの。

ii. タクシー、ハイヤー

1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか 1 地点との直線距離が 50 km 以上の利用を含むもの。

イ 着地型体験付き宿泊旅行商品

i. 熊本県観光予約サイト「くまもつと旅行社。」内に掲載されている豪雨被災地域内で消費する着地型旅行商品などを参考に 3,000 円以上（組み合わせも可）の商品が含まれている宿泊旅行商品（1 泊につき 3,000 円以上の商品が付随されていること。

【例】2 泊分の助成を受ける場合、6,000 円以上の商品を付随

ii. 着地型商品は、予約を伴うものとし、参画事業者が直接予約・手配を行うこと。

ウ 宿泊旅行商品（宿泊単体商品）

本事業の参加登録のある宿泊施設等で提供される宿泊サービスを含む宿泊旅行商品。ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ディユース）であるものは除く。

(2) 割引助成の対象とする商品の基準・考え方

ア 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。なお、換金性の高いものとは次のとおりとする。

(ア) 金券類（QUO カード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）ただし、金券類のうち次の(イ)から(オ)をすべて満たすものについては、商品に含めることを妨げない。

(イ) 金券の用途となる物品又はサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

- (ウ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
 - (エ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
 - (オ) その使用が当該商品の旅行目的地内かつ旅行期間内に限ること。
 - i. 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
 - ii. 収入印紙、切手
 - イ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
 - ウ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
 - エ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
 - オ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
 - カ アからオのほか、商品として不適切と認めるものは対象外とする。
- (3) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）
- ア ヨガライセンス取得講習付き商品
 - イ ダイビングライセンス取得講習付き商品
 - ウ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
 - エ 接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
 - オ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
 - カ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品。

7. 参加申込及び登録

- (1) 割引助成対象となる商品の提供及び割引助成上限額（以下「販売枠」という。）の割り当てを受けるための申込となり、本事業の参加を希望する者は、次に掲げる書類をEメール又はFAXのいずれかの方法で事務局に提出するものとする。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 旅行業登録票の写し
 - ウ 口座情報が確認できる書類
（通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等）
- (2) 前項の提出期間は、令和5年6月12日から6月18日までとする。
- (3) 複数の店舗を運営する旅行事業者は、この項に定める参加申込、次項に定める実績報告及び割引助成金の交付等について、施設単位で行うものとする。
- (4) (1)の内容を審査の上、本事業への参加の可否及び販売枠を決定し、登録決定通知書（様式第2号）により通知する。

- (5) 登録事業者が本取扱要領の規定に反した場合は、登録取消通知書（様式第3号）により登録を取り消すこととする。
- (6) 登録事業者の販売枠の変更の場合は、予算の執行状況に応じて審査の上、割引助成金上限額変更決定通知書（様式第2号の2）により通知を行う。
- (7) 登録事業者が本事業の登録の取り消しを希望する場合は、辞退届を事務局にEメール又はFAXのいずれかの方法で事務局に提出するものとする。

8. 予約・販売管理、実績報告

(1) 予約・販売管理

- ア 参加登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、本事業が終了するまでの間、遅延なく予約・販売管理システムに日々の予約、販売情報の入力を行うこと。（販売枠の管理を徹底すること。）
- イ 事務局から販売枠の執行状況についての報告依頼があった場合は、登録事業者は速やかに応じること。

(2) 実績報告及び割引助成金の交付

- ア 登録事業者は、利用月の1日から15日宿泊分を当月の25日までに、利用月の16日から当月末日宿泊分を翌月10日までに次に掲げる書類を事務局に提出するものとする。
 - (ア) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類
 - i. 利用者が宿泊したことを証する書類（宿泊証明書、宿泊確認書、宿泊台帳の写し等）
 - ii. 利用者又は旅行会社からの入金を確認できるもの（領収証、請求書、仕訳書、現金出納帳、総勘定元帳写し等）
 - (イ) 宿泊旅行商品割引に係る確認書
 - (ウ) その他事務局が必要と認めるもの

- イ 前項に規定する書類の内容を確認及び審査し、適当と認められる場合は、事務局は利用月の翌月末までに割引助成金を交付するものとする。

9. その他誓約事項

- (1) 参加事業者は、本事業の参加を申込むことにより、次に掲げる事項に誓約したものとみなす。

【基本内容】

- ア 本要領の規定及び事務局の決定に従うこと。
- イ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものであってはならないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の維持に運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団であることを知りながらこれらを利用している者
- ウ イの(イ)から(キ)までに定める者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
- エ 公序良俗に反しないこと
- オ 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が本事業による実施状況、経理状況等について調査を実施する場合にあつては誠実に対応すること。
- カ 本事業に係る帳票及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- キ 本事業に係る帳票及び証拠類を、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- ク ケからトまでに掲げる内容を含め、誓約事項に反したことにより不利益が生じた場合、一切の異議を申し立てないこと。
- 【割引対象プランの販売・利用】**
- ケ 割引助成対象プランの販売に当たっては、本事業の対象であることを明示するとともに、①割引前後の価格、②割引助成金が割引対象プランの一部として、登録事業者に直接支払われること、③取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。
- コ 登録決定通知書（様式第2号）に記載する割引助成金上限額（販売枠）を超えて対象プランを販売した場合にあつては、事務局に対して上限額を超えた部分については割引助成金を請求しないこと。
- サ 本事業が広く利用されるよう、取引先等の関係者へ優先販売を行わないこと。
- シ 本事業の不正利用に対する防止措置を講じること。
- ス 割引助成金は、利用対象者が割引対象プランを利用した場合に適用されるものであるため、その対象とならない取消料については、事務局に対し請求しないこと。
- セ 利用者全員の本人確認および居住地確認にあたって、利用者への適切な周知と必要に応じた役割を担うこと。

- ソ 地域クーポンの適切な発行、管理を行うこと。
 - タ 割引助成と地域クーポンが一体とならないような割引を行うこと。
 - チ 架空予約など、予約、販売を捏造しないこと。
 - ツ 利用者が対象プランを予約したが、実際に宿泊しないことや旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
 - テ 旅行代金等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
 - ト 助成金の申請に当たっては、宿泊事業者の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保するのみならず、本事業の利用者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。
- (2) 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局は、登録事業者が本取扱要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、直ちに参加登録を取り消し、助成金の全部又は一部の交付を停止するとともに、交付済みの割引助成金の返還を請求できるものとし、登録事業者はこれに応じなければならない。
- また、不正を行った者は、事業者名を公表し、捜査機関に通報される旨に留意すること。

10. 雑則

本取扱要領に定めのない事項については、熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が協議の上決定する。